

## 第13回福島家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成21年12月2日（水）午後1時15分～午後3時30分

### 2 場所

福島家庭裁判所3階会議室

### 3 出席者

石原那津子，遠藤伝一郎，菅野篤，菅野寿井，鈴木芳喜，手塚佳子，富田哲堀部亮一，本間榮一，丸山嘉代（敬称略，五十音順）

### 4 開会等

- (1) 開会宣言
- (2) 委員の交替及び紹介
- (3) 委員長の選任
- (4) 委員長のあいさつ

### 5 議事

#### (1) テーマ「成年後見事件の申立てについて」

ア 成年後見事件の申立ての実情を，開始手続に要する書類等を含めて説明した。

イ 意見等（○委員，□裁判所）

- 手続的に準拠している法律は民法であるが，後見人が，管理しているお金を使い込んでしまった場合，別の法律で処罰されるのか。
- 後見人が使い込んだ場合，刑法で処罰される。なお，後見人の選任及び解任の手続は，家事審判法が適用され，家裁が行う。
- 来庁者には，この封筒に入っている書類や資料等を交付し，説明する。  
この中に，後見人が不正を行った場合，責任が問われる旨の記載がある。
- 成年後見等開始申立て事件数は，何を見れば分かるのか。
- 全国的には最高裁判所ホームページに掲載されている。
- 福島県は全国的に見て，利用している県と言えるのか。

- 全国的には不確かであるが，東北地区の中では2番目に多いと思う。
- 弁護士会はどの程度，力を入れているのか。
- 弁護士会よりも司法書士会の方がセンターのようなものを作り，積極的に後見人として仕事を行っているように伺える。一般的に，金銭的に管理する必要性の高い事件に限って，弁護士や司法書士といった専門家が，後見人に就くケースが多い。後見人に就いた弁護士によると，ある人が，後見開始まで被後見人の面倒を見てきていたところ，弁護士が後見人として選任されたので引継ぎに行ったが，どうして第三者のあなたが突然に来て，財産を引き継ぐのかという感じで，うまく引き継いでくれない。言わば，敵陣に乗り込む感じになる。弁護士は，短期間のうちに家裁に財産目録を提出して報告しなければならないが，引継ぎがスムーズにできなくて苦労するという意見を聞く。
- 後見人が行う報告の方法は，専門家である弁護士等と，親族とでは違うのか。
- 同じである。財産目録及び収支報告書の記載例が，この封筒に入っている。専門家でない親族が作成できないというものではない。
- 専門家あるいは親族が後見人として選任される割合は，どのくらいか。
- 専門家が二，三割，親族が七，八割である。
- 任意後見の場合は，後見監督人として弁護士が就くケースが多い。
- 私はドイツで文部省（当時）の在外研究員として，成年後見の研究をした。ドイツでは世話制度と言うが，その世話人としては，約6割が親族である。原則は，知人等の第三者であっても無償で行い，名誉職世話人と言われる。弁護士が就いたときは，お金が払われることもあるが，それは例外である。
- 当裁判所では申立時に，後見人候補者として家族の方の記載があったとしても，必ずしもそのようにならない旨を話すし，交付する資料にもその旨の記載がある。

- 新聞等に時々、任意団体が後見人養成のための研修会を開催したとの記事が掲載される。このような研修を修了した、ボランティアのような後見人候補者を登録する制度は、裁判所にあるのか。
- 全国的にそのような活動に取り組んでいる自治体等がある。しかし、当裁判所には今まで、一般の市民後見人の名簿が提出されたことはない。
- 今回、申立てに必要な書類及び資料等が入っていて、チェックリストが付いている封筒をもらったが、このような家裁の取り組みを初めて知ったし、大変勉強にもなった。
- 成年後見事件は、今後、高齢化社会が進むと益々増加する。このような中で、成年後見制度全体を理解して家裁に手続のために訪れる人たちばかりとは限らない。家裁の受付窓口では、申立てに当たって提出してもらう書類及び各種資料の説明をできるだけ分かりやすいものにするため、苦労、工夫をしている。その一つとして、封筒に付いている、提出してほしい書類等のチェックリストを作成した。書類及び資料等について、意見等を聞きたい。
- 申立人が申立書に添付する資料等は、家裁が職権で取り寄せすることはできないか。
- 添付資料は申立てのときに必要なものである。家裁が国費で取り寄せした上で、申立てを指導する運用は行っていない。
- 申立書の受付後は、職権で取り寄せすることは可能であろう。
- 資料については、法務局に行った際、このようなものが一度に取れると説明することは考えられる。
- 財産関係は、親族のいない形で弁護士が後見人に選任された場合、どうやって財産目録を作成するかは、相当な問題である。被後見人が元気なうちに整理しておいてほしいものである。
- 日本とドイツとの違いは何か。
- 日本では被後見人になると、原則、行為能力がはく奪される。ドイツで

は、行為能力を残存させたまま、後見人としての世話人を付ける。だから、選任手続は日本と比べて非常に簡単である。複雑な書類の提出はなく、紙1枚で手続は終わる。そして、名誉職世話人という形で、家族や知人あるいは団体の職員が就任し、無償で行うことを原則とする。もちろん弁護士が就任することもあるが、それは家族等がないときに限る。要するに、ドイツでは、被後見人を支援する制度になっているので、お金を取らない。被後見人数は120万人くらいと多く、日本とは一桁違う。

- 後見人は、被後見人が亡くなるまで続けなければならない。非常に使い勝手が悪いと感じる。家族がやればよいと思うが、第三者の後見人が増えている。これは家族の崩壊を象徴しているとの印象を持つ。家族がやりやすいような仕組みに変えていく必要があるのではないか。そうでないと、不祥事の温床になることも考えられる。
- 成年後見人制度ができる以前、例えば遺産分割の協議を行う際は、特別代理人を選任するだけで済んでいた。ところが現在は成年後見人を選任する。また、介護の関係でも介入することがある。このようにすべて成年後見人がカバーすることは、費用の面でも、負担の面でも問題があるのではないか。もう少し簡単な、特別代理人のように、そのときに選任するということでいいのではないかと感じる。
- 成年後見人の辞任事由としては、病気でないと駄目だ、などがある。そこで、運用が柔軟であれば、負担感を抱かないかもしれない。辞任の要件が厳格であると、精神的な重圧感や負担感が増す。ところで、辞任を認めた例はあるか。
- 例としては、後見人自身が家裁にきちんとした報告書を出せなくなり、被後見人の子に引き継ぎたいと申し出があったケース、さらには、当初は紛争性が高く弁護士が選任されたが、その後、落ち着いて、親族間で話し合いが付き、親族に引き継がれたというケースもある。
- 近い身内がいるケース及びお金があるケースは問題にならない。これ

ら以外のケースだと引き継がせることが難しくなる。

- 被後見人になると選挙権を失う。聞いた話として、選挙の投票用紙が届かなかったということで騒ぎになった例があった。本人は選挙権があることを知っており、こういう場合にまで選挙権を奪うことは問題がある。当裁判所では、このようなケースはあるか。
- ない。
- 後見人は家裁にどのくらいの頻度で報告するのか。
- 一律には決まっていない。必要な都度、報告してもらおう。例えば、何らかの取引が予定されていればその直後、また、毎年財産の変動がないのであれば二、三年に一度など、各事案によって報告時期等が異なる。
- 後見監督人が選任されるのは、被後見人に財産があるからなのか。
- 後見人が弁護士や、司法書士であれば、あえて後見監督人を選任する必要はない。他方、親族が後見人に選任されて財産が多く、その財産の変動が頻繁にあるようなときは、後見監督人を選任し、財産等を監督してもらおうこともある。最終的には各事案により、裁判官が判断する。
- 成年後見人の責任が重すぎる。法を改正すべき点があると思うが、取りあえず、現在としては、もう少し弾力的な運用を図る必要性を感じる。
- 後見監督の理念や建前により、家裁が定期的に監督していくという理解がなされていて、それが後見監督人には重荷になっている。ところで、事案によっては、厳格に資料をそろえて毎回毎回、家裁に提出しなくていい事件もあるだろうし、後見監督人の裁量に委ねてもいいだろう。
- 家裁から資料をもらったが、なかなか重いものがある。取扱件数もまだまだであり、できれば関わりたくないという傾向が強いのではないか。
- 資料は、レジュメ的にもすばらしいことが載っている。すばらしい手引書である。
- 私の母親は認知症が進み、そろそろ成年後見を利用する段階にきている。成年後見に関する家裁への申立て手続等は、面倒で、大変だとの印象を持

った。

○ 今回のように成年後見制度に関する知識のPRのような、あるいは、学習会の機会というようなものを私の職場で作し、みんなに資料を見せたい。

□ 成年後見に関するパンフレットを広報用に配布することは可能である。

(2) テーマ「福島家庭裁判所仮設庁舎について」

現在、当裁判所仮設庁舎の建設に向けて工事中であること、さらに、その後に予定されている福島地家裁合同庁舎新営工事について説明した。

(3) テーマ「家庭裁判所創設60周年記念行事について」

当裁判所において、11月に家裁60周年記念行事を開催し、職員による模擬の夫婦関係調整調停事件の実施、裁判官による少年事件の説明等及び現庁舎の写真パネル等の展示などをした内容について説明した。

6 次回委員会開催日の決定

平成22年6月2日（水）午後1時15分

7 閉会